

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	(農政課)	1
○土地改良法による道営換地処分(3件)……………	(農地調整課)	2
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………	(土地改良指導課)	3
○道営土地改良事業計画の決定……………	(土地改良指導課)	3
○土地改良事業の施行の同意……………	(土地改良指導課)	3
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始……………	(道路整備課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………	(都市環境課)	4
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………	(経理課)	4

支庁告示

○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の業務の停止……………	4
-------------------------------------	---

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	5
○免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程……………	5
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	6

告 示

北海道告示第146号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年3月1日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品の名称

「プラテリアBSE、フレライザBSE(マイクロチューブ及び破碎ビーズ100検

体分を含む。)又はこれと同等のもの」の単価契約

イ 数量(調達予定数量)

死亡牛48,000頭について牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条に基づく検査に必要とされる検査セット数

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成17年4月18日から平成18年3月31日まで

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく動物用医薬品一般販売業の許可を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成17年3月1日(火)から4月4日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで。)

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟5階9号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課)

(2) 入札日時 平成17年4月12日(火)午前10時(送付による場合は、4月11日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成を要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（牛海綿状脳症（BSE）検査のため製品化し、通常の商取引において販売している商品の価格（消費税抜き価格相当額）を当該商品における最大検査可能検体数により除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第2位以下四捨五入））の制限の範囲内で最低の価格（牛海綿状脳症（BSE）検査のため製品化し、通常の商取引において販売している商品の価格（消費税抜き価格相当額）を当該商品における最大検査可能検体数により除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第2位以下四捨五入））をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- (1) 当該入札は、入札参加者が牛海綿状脳症（BSE）検査のために製品化し、通常の商取引において販売している商品の供給を受けるための単価契約を締結することを目的とするものであり、入札書記載金額に当該商品における最大検査可能検体数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を単価として、落札者となった者と契約を締結することとする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（牛海綿状脳症（BSE）検査のため製品化し、通常の商取引において販売している商品の価格（消費税抜き価格相当額）を当該商品における最大検査可能検体数により除して得た額（1円未満の端数が生じる場合は、小数点第2位以下四捨五入））とすること。
なお、消費税等相当額は、9の(1)により契約締結された単価による当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）。
- (3) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道知事から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札公告に例示した動物用医薬品と同等のものを納入する場合は、同等品であることを証明した医薬品の有効性に関する資料及び見本を3の(1)により提出しなければならない。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政部農政課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 27-126
- 10 Summary
A. Nature and quantity of products to be procured :
a. Nature : PLATELIA BSE, FRELISA BSE (set should include 100 Microtubes and Beads Ceramic) or its equivalent (Unit price contract)
b. Quantity : The amount of 48,000 cattle
B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., April 12, 2005
(If mailed, bids must arrive no latter than April 11, 2005)
C. Contact : Agricultural Administration Division, Department of Agriculture, Hokkaido Government,
Nishi 6-Choume, Kita 3-Jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 27-126

北海道告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北檜山町西丹羽地区の換地処分をした。
平成17年3月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第148号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、士別市共睦地区の換地処分をした。
平成17年3月1日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、深川市納内東地区の換地処分をした。
平成17年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ			その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。		
北海道告示第150号			平成17年3月1日		
土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。			北海道知事 高 橋 はるみ		
平成17年3月1日			供 用 開 始 の 区 間		
北海道知事 高 橋 はるみ			供用開始の期日		
土地改良区名	土 地 改 良 施 設 名	管 理 規 程 の 概 要	路 線 名 及 び 縦 覧 場 所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
比布土地改良区	比 布 川 第 1 頭 首 工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	道道 学園新十津川停車場線	樺戸郡新十津川町字中央11番32地先から	平成17. 3. 1
同	比 布 川 第 3 頭 首 工	同	北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	樺戸郡新十津川町字中央11番6地先まで	
同	比 布 川 第 2 頭 首 工	同	道道 江 部 乙 雨 竜 線	雨竜郡雨竜町字伏古89番102地先から	同
同	比布ウッペツ川第3頭首工	同	北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	雨竜郡雨竜町字尾白利加88番40地先まで	
同	比布ウッペツ川第4頭首工	同	道道 旭 川 芦 別 線	芦別市新城町785番4地先から	同
同	比布ウッペツ川第5頭首工	同	北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	芦別市新城町606番1地先まで	
同	比布ウッペツ川第6頭首工	同		芦別市常磐町1790番地先から	
同	比布ウッペツ川第7頭首工	同	道道 東奈井江奈井江停車場線	空知郡奈井江町字奈井江町100番10地先から	同
同	ラ ン ル た め 池	同	北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	空知郡奈井江町字奈井江町93番27地先まで	
北海道告示第151号			道道 赤 平 奈 井 江 線	空知郡奈井江町字奈井江1246番1地先から	同
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（近文第2支線地区かんがい排水〔一般〕）事業の土地改良事業計画を定めた。			北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	空知郡奈井江町字奈井江1240番3地先まで	
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年3月2日から20日間、一般の縦覧に供する。				歌志内市字上歌17番5地先から	
平成17年3月1日			道道 江 部 乙 赤 平 線	歌志内市字上歌17番8地先まで	
北海道知事 高 橋 はるみ			北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	歌志内市字上歌1002番地先から	
北海道告示第152号			道道 芦 別 砂 川 線	歌志内市字上歌1002番地先まで	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年2月21日、別海町を行う土地改良（豊原西地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。			北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	滝川市江部乙町東12丁目1843番3地先から	同
平成17年3月1日				滝川市江部乙町東12丁目1458番3地先まで	
北海道知事 高 橋 はるみ			道道 北 見 常 呂 線	空知郡上砂川町字上砂川町198番4地先から	同
北海道告示第153号			北 海 道 網 走 土 木 現 業 所	空知郡上砂川町字鶴299番1地先まで	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。				砂川市北吉野町381番地先から	
平成17年3月1日			道道 芦 別 美 瑛 線	砂川市南吉野町363番地先まで	
北海道知事 高 橋 はるみ			北 海 道 札 幌 土 木 現 業 所	芦別市野花南町827番5地先（一般国道38号交点）から芦別市野花南町国有林空知森林管理署352林班地先まで	同
北海道告示第154号			道道 北 見 常 呂 線	常呂郡常呂町字豊川28番1地先から	同
			北 海 道 網 走 土 木 現 業 所	常呂郡常呂町字豊川2番3地先まで	
				常呂郡常呂町字豊川154番1地先から	
				常呂郡常呂町字豊川113番地先まで	
			道道 明 生 北 浜 線	網走市字音根内32番1地先から	同
			北 海 道 網 走 土 木 現 業 所	網走市字音根内32番1地先まで	

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上 雨 粉 台 場 線 北海道旭川土木現業所	旭川市神居町台場89番2地先から 旭川市神居町台場72番1地先まで		前	22.00mから 66.20mまで	139.62m	—
			後	22.00mから 41.40mまで	139.62m	—
東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市字フレベツ右岸871番169地先から 富良野市字下フラヌイ1683番4地先まで		前	77.69mから 187.47mまで	220.00m	—
			後	77.69mから 172.24mまで	220.00m	—
千 歳 鷗 川 線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡早来町字北進11番11地先から 勇払郡早来町字北進70番2地先まで		前	23.30mから 35.80mまで	219.45m	—
			前	18.30mから 35.80mまで	227.96m	—
			後	23.30mから 35.80mまで	219.45m	—
			前	16.40mから 46.00mまで	431.95m	—
平 取 厚 真 線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡厚真町字宇隆279番1地先から 勇払郡厚真町字宇隆469番1地先まで		前	13.20mから 31.80mまで	400.00m	—
			後	13.20mから 31.80mまで	400.00m	—

北海道告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成17年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 札幌市

- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・103号青葉・平岡通）
(3) 事業施行期間 平成11年12月14日から平成20年3月31日まで
(4) 事業地収用の部分 変更なし
2(1) 施行者の名称 小樽市
(2) 都市計画事業の種類及び名称 小樽都市計画道路事業（3・4・50号銭函新通及び3・4・47号和字尻中央通）
(3) 事業施行期間 変更なし
(4) 事業地収用の部分 平成6年北海道告示第1121号の事業地のうち小樽市銭函1丁目地内において事業地を変更する。

北海道告示第156号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 収納代理金融機関の項根崎漁業協同組合、椴法華漁業協同組合、三石漁業協同組合、門別町漁業協同組合及び新冠漁業協同組合の事項を削り、同項静内漁業協同組合の事項中「静内漁業協同組合」を「ひだか漁業協同組合」に改める。

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第9号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1項の規定により、次の貸金業者に対し貸金業の業務について停止処分をしたので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成17年3月1日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

- 1 住 所 旭川市忠和5条8丁目4番3号 クラウンハイツ206号室
2 商号又は名称 石川商事
3 氏 名 石川 信一
4 登録番号 北海道知事(3)上第00365号
5 業務停止の期間

平成17年2月18日から3月19日までの30日間

6 業務停止の範囲

新規（金銭の借換えを含む。以下同じ。）の金銭の貸付け、新規の金銭の貸借の媒介及び新規の金銭の貸付け代理業務とする。ただし、行政処分の効力発生以前に資金需要者等からの申込等があり、金銭の貸付け等を行わなかったときに資金需要者等に損害が発生すると見込まれる場合は、法に違反しない範囲でその部分に関する業務についてのみ行うことができるものとする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年3月1日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

1 落札に係る物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成16年12月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社HBA

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 落札金額

6,594,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年11月16日付け北海道警察本部告示第160号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第35号

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月1日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程

免許取得時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号ア中「平成14.5.27道本運試（教）第59号」を「平成17.1.25道本運試（教）第10号」に改め、同号ウ中「知識」の次に「（講義）」を加え、同号エ中「技能」の次に「（実技）」を加え、同条第2項第1号中「講義及び」を「討議及び講義並びに」に改め、同条第3号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二人乗り運転に関する知識（講義）

教習の標準第9の2の(1)の表項目名18（二人乗り運転に関する知識）の教習

第4条第2項第4号中「車両は、」の次に「AT限定大型二輪免許（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第6項の表大型二輪免許の項に定めるAT限定大型二輪免許をいう。）を受けようとする者に対しては総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては」を加え、同条第3項第1号中「講義及び」を「討議及び講義並びに」に改め、同項第3号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二人乗り運転に関する知識（講義）

教習の標準第9の2の(1)の表項目名18（二人乗り運転に関する知識）の教習

第4条第3項第4号中「限定なし」を「小型限定を除く」に改め、同条第4項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第7項第3号中「模擬人体装置は」の次に「、別表第1の免許取得時講習実施基準の応急救護措置講習（一）及び応急救護措置講習（二）の講習科目に対応したもので、かつ」を加える。

別表第1の2の事項の表及び3の事項の表中

討議	(2) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険 エ より危険の少ない運転行動	運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る（運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。）	1
----	------------------	---	---	---

を

討 議 ・ 講 義	(2) 危険予測ディスカッション	ア 危険予測の重要性 イ 走行中の危険場面 ウ 起こり得る危険 エ より危険の少ない運転行動	運転シミュレーターによる模擬体験を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る（運転シミュレーターによる模擬体験終了後に行う。）	1
	(3) 二人乗り運転に関する知識	ア 二人乗りに関する法規制の内容 イ 二人乗りの運転特性	自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	

に、「(3) ケース・スタディ（交差点）」を「(4) ケース・スタディ（交差点）」に、「(4) 交通の状況及び道路環境に応じた運転」を「(5) 交通の状況及び道路環境に応じた運転」に改める。

別表第3中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 二人乗り運転に関する知識（講義）

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	教本、ビデオ等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	教本、ビデオ等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

別表第4中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 二人乗り運転に関する知識（講義）

講 習 細 目	指 導 要 領	備 考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	教本、ビデオ等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	

(2) 二人乗りの運転特性	教本、ビデオ等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	
---------------	--	--

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の改正規定は、平成17年6月1日から施行する。

北海道警察本部告示第36号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年3月1日から施行する。

平成17年3月1日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

別表札幌方面豊平警察署の項中

清 田		同 清田区 清田1条4丁目3番1号	同 清田区清田1条1丁目から4丁目まで、清田2条及び清田3条の1丁目から3丁目まで、清田4条から清田7条までの1丁目から4丁目まで、清田8条1丁目から3丁目まで、清田9条1丁目及び3丁目、清田、真栄1条、真栄2条及び真栄4条から真栄6条までの1丁目、真栄並びに有明
-----	--	----------------------	--

を

清 田		同 清田区 清田1条4丁目3番1号	同 清田区清田1条1丁目から4丁目まで、清田2条及び清田3条の1丁目から3丁目まで、清田4条から清田7条までの1丁目から4丁目まで、清田8条1丁目から3丁目まで、清田9条1丁目及び3丁目、清田10条3丁目及び4丁目、清田、真栄1条、真栄2条及び真栄4条から真栄6条までの1丁目、真栄並びに有明
-----	--	----------------------	--

に改め、同表函館方面函館西警察署の項中

「	函館駅前			同 若松町 12番11号	を
」					
「	函館駅前			同 若松町 15番8号	に改め、同表旭川方面旭川中央警察署の
」					

項中

「	春 光			同 春光6 区1条4丁目 367番地9	同 4区1条から4区3条までの1 丁目から6丁目まで、春光3条6丁 目、春光4条から春光7条までの5丁 目及び6丁目、春光5区1条から春光 5区5条まで及び春光6区1条から春 光6区4条までの1丁目から6丁目ま で、花咲町4丁目から7丁目まで、末 広1条から末広8条までの1丁目から 3丁目まで、末広東1条から末広東3 条までの1丁目から3丁目まで並びに 字近文の一部（道道旭川幌加内線以 東）
」					

を	「	春 光			同 春光6 区1条4丁目 367番地9	同 春光3条6丁目、春光4条5丁 目及び6丁目、春光5条から春光7条 までの5丁目から9丁目まで、春光5 区1条から春光5区5条まで及び春光 6区1条から春光6区4条までの1丁 目から6丁目まで、花咲町4丁目から 7丁目まで、末広1条から末広8条ま での1丁目から3丁目まで、末広東1 条から末広東3条までの1丁目から3 丁目まで並びに字近文の一部（道道旭 川幌加内線以東）
」						

に改める。

